通所施設歯科健診・歯科保健指導事業の実施にあたって

てびき別紙

感染拡大防止策のお願い

基本姿勢

　新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、いわゆる「３密」（密閉・密集・密接）の一つひとつを避けることが重要です。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になっても、歯科健診・歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）実施施設（会場）では、3つの密を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めてください。

**1　歯科健診を行う歯科医師**は、以下の項目に注意（留意）をお願いします。

(1) 体調管理を徹底する。

(2) 手指消毒（アルコール等）を徹底する。

(3) マスク、グローブを着用する。

(4) 目を保護するために、ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）等を装着する。

**2　歯科保健指導を行う歯科衛生士**は、以下の項目に注意（留意）をお願いします。

(1) 体調管理を徹底する。

(2) 手指消毒（アルコール等）を徹底する。

(3) マスク、グローブを着用する。

(4) 目を保護するために、ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）等を装着する。

(5) より高い指導効果を得るために、基本姿勢を踏まえたうえで、従来の指や器具で利用者の口の中に触れる歯科保健指導も実施できる。

**３　歯科健診等を受ける事業所職員**は、以下の項目に注意（留意）をお願いします。

(1) 所利用者の日常的な健康管理に努める。

(2) 利用者や歯科健診等にかかわる職員の当日の体調チェックを行う。

(3) 歯科健診等会場の出入りの際に手指消毒ができる準備をする。

(4) 歯科健診等会場の換気を適切に行う。

(5) 密集を避けるために、歯科健診等会場内の人数に気を配る。

(6) 歯科健診等会場での大声の会話は控えるよう、利用者に協力を求める。

(7) 歯科健診等会場ではできる限りマスクを着用するよう、利用者に協力を求める。

**4　具体的な内容や感染防止対策の例**

例①　適切な換気のため事業所内で換気がしやすい場所を歯科健診等会場に設定する。

例②　密を避けるため、利用者ごとに歯科健診等の時間枠を定めて来場してもらう。

例③　会場（事業所）独自にルールを定めている場合は、そのルールに従う。